資料９－１

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第９回）事務局資料

令 和 ３ 年 ２ 月 １ ６ 日

サイバーセキュリティ統括官室

eシールの仕組みの全体像（例）

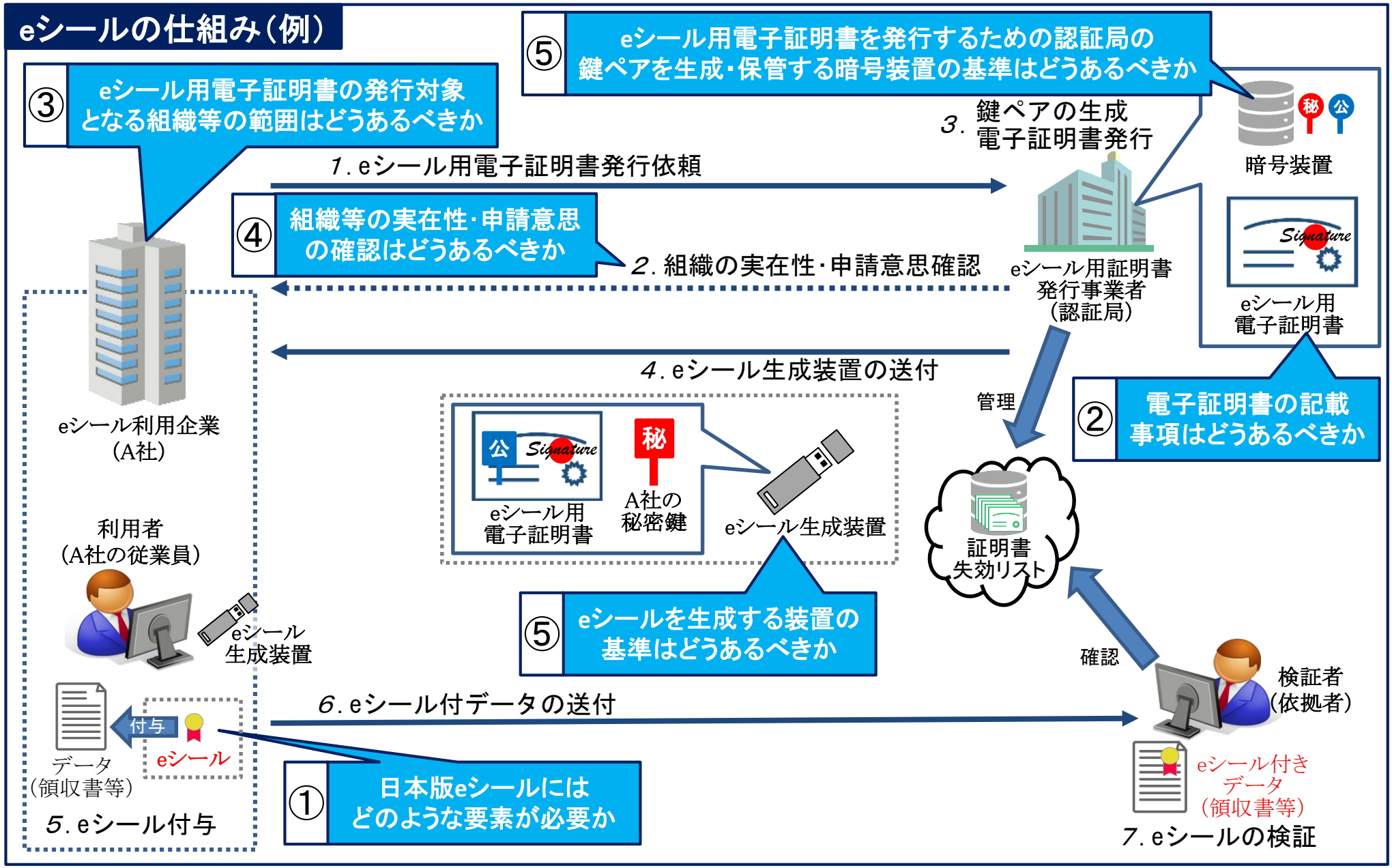

我が国におけるeシールの検討事項の全体像

我が国におけるeシールの在り方について、主に検討すべき事項は以下のとおり。

■既に検討された項目　■今回検討する項目　■今後検討する予定の項目　■検討継続中の項目

① eシールに求められる要素

② eシール用電子証明書の記載事項

③ eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

⑤ 設備（認証局側の暗号装置、ユーザー側のeシール生成装置等）の基準

⑥ その他（一定の技術基準（CRL（失効リスト）等）等）

前回検討会（第8回）の振返り①

① eシールに求められる要素（その１）

【確認事項】

- 我が国におけるeシールの定義について。
  - **発行元証明**： 電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降（または発行されて以降）当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み

【議論であがった主な意見】

- eシールの定義を発行元証明とすることに賛同。
- eシールと電子署名の違いを明確にし、使う側がどちらを使えばいいのかを明確にわかるようにした方がいい。
- 出口戦略として、法令上の整理をすることが必要。（→個別の保存義務付け制度で措置すべきか）

【参考】

デジタル・ガバメント閣僚会議（第10回）（令和2年12月21日）「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」（P29）から抜粋

c)eシール
eシールとは、**電子文書等の発行元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み**であって、発行元が個人に限らず組織となることもある。我が国においては、eシールに関する公的な仕組みは現状存在していないものの、一部の企業において、組織名の電子証明書としてe シールの導入が進んでいる。

同とりまとめ（P31）から抜粋

b)「事実・情報」：発行元証明
自然人、法人や事業所などの「組織」、さらにはIoT 時代において爆発的に増大する「機器」が存在するという事実と、当該機器が発行する情報等の信頼性を担保するためには、発行した自然人・組織・機器が信頼できるか、その発行方法が信頼できるのか、当該事実・情報が作成しようとした通りのものかなどの証明（発行元証明）が必要である。

eIDAS規則 Article3

‘electronic seal’ means data in electronic form, which is attached to or logically associated with other data in electronic form to ensure the latter’s origin and integrity; （「eシール」とは、データの起源と完全性を保証する為に電子データに添付又は論理的に関係している電子形式のデータをいう；）

前回検討会（第8回）の振返り②

① eシールに求められる要素（その２）

【検討事項】

- eシールの用途等にあわせて、レベル感を分けて検討することが必要か。

【議論であがった主な意見】

- 用途等にあわせてレベル分けすることに賛同。
- eシールは必ずしも完璧なものである必要はなく、例えば印鑑では印鑑登録しているものに限定していることもあれば、緩いものが使われることもあり、レベル分けされたeシールがあるのはいいこと。
- 中小企業等がレベル2，3のeシールを扱う場合も考慮し、事業者視点で利用しやすいように設計することが必要。
- 証明書の発行に関するレベル分けだけではなく、署名鍵の管理に関するレベル分け（1つのeシールをごく少数でしか扱えないのか、多人数で扱えるのか、機械的に扱えるのか）の観点も重要ではないか。
- eシールの法的効果として、「組織から発出されたことが推定できる」といったことを規定できるといいのではないか。
  →我が国では、民事訴訟法第247条の規定により、自由心証で裁判官の判断がなされる。推定効のようなものがなかったとしても、eシールが仮に国の認定制度になった場合に、国のお墨付きを受けたeシールを裁判官が無下にすることは考えにくいのではないか。

【方向性】

※1 組織等の実在性確認の方法、電子証明書のフォーマット、eシール生成装置の基準等の一定の水準
※2 用途によっては、レベル3が必要となるケースも考えられる

- 我が国におけるeシールは以下のようにレベル分けを行う。

レベル3：レベル2に加えて、トラストアンカーとして十分な水準※1を満たすeシール（発行元証明として機能することに関し、第三者によるお墨付き（将来的には国による認定制度等の要否を検討）があるものを想定）

主な用途例：国際取引等における証憑類、法的に保存義務が課されているデータ、排他的独占業務とされている士業の証明書等

レベル2：一定の技術基準を満たすeシール（技術的には発行元証明として十分機能することが確認できるもの）

主な用途例：行政手続における提出書類※2、民民の契約に関連する書類、IR関連資料等の公開情報等

レベル1：裸のeシール（eシールの定義（P3参照）には合致するが、レベル2の要件を満たす保証がないもの）

主な用途例：民民における企業間で日常的にやり取りされる電子データ全般、発行元を担保したい情報等

検討事項

③ eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲

【検討事項】

- eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲は以下のどこまでを含めることが適切か。
- eシール用電子証明書の発行対象を特定するための識別子はどうあるべきか。

＜例＞

➢ **組織・団体単位**

✓ 法人

→ 識別子： 法人番号（国税庁）、会社法人等番号（法務省）、
企業コード（TDB企業コード（帝国データバンク）、TSR企業コード（東京商エリサーチ））、
D-U-N-S®Number（国内運営：東京商エリサーチ）、LEI：Legal Entity Identifier（JPX） 等

✓ 個人事業主

→ 識別子： 企業コード、D-U-N-S®Number、LEI 等

✓ その他（権利能力なき社団・財団※1、それ以外の任意の団体）

→ 識別子： 法人番号、企業コード、D-U-N-S®Number 等

➢ **事業所・営業所・支店・部門単位**

→ 識別子： D-U-N-S®Number、銀行の支店コード 等

➢ **その他**

✓ 個人（意思表示なし）

→ 識別子： 運転免許証番号、旅券番号、その他数多の民間制度 等

✓ 機器

→ 識別子： 型番＋シリアル番号 等

【法人番号の例】
・富士通株式会社： 1020001071491

【会社法人番号等の例】
・富士通株式会社： 020001071491

【LEIの例】
・富士通株式会社： 3538000246DHJLRTUZ24

※1 <u>権利能力なき社団・財団の要件</u>

＜最高裁昭和39年10月15日判例＞
①団体としての組織を備えていること
②多数決の原則が行われていること
③構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続すること
④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

識別子として、既存のID・番号体系を活用する場合は、発行対象は原則として組織・団体にならざるを得ないことを考慮すると、識別子はこれら既存のID・番号を包括的に表現可能な方式（OID：Object Identifier（オブジェクト識別子）等）を軸として今後検討していくことが必要。
＜例＞ 総務省： 0.2.440.100145 {itu-t(0) administration(2) japan(440) mic(100145)}

検討事項

③ eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲

【検討事項】

- eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲は以下のどこまでを含めることが適切か。
- eシール用電子証明書の発行対象を特定するための識別子はどうあるべきか。

（ヒアリング等の結果に基づき、事務局にて整理）

		法人番号	会社法人等番号	企業コード				その他
				TDB企業コード	TSR企業コード	D-U-N-S® Number	LEI	
組織・団体	法人	○	○	○	○	○	○	—
	事業所・営業所・支店・部門等	—	—	—※1	—※2	△※3	—	—
	個人事業主	—	—	○	○	○	○	—
	権利能力なき社団・財団	○	—	○	○	○	—	—
	その他任意の団体	—	—	○	○	○	—	—
その他	個人	—	—	—	—	—	—	運転免許証 旅券番号 等
	機器	—	—	—	—	—	—	型番とシリアルナンバーの組合せ 等

※1　別体系で保持

※2　日本国内に存在する事業所には TSR 企業コードは付与せず、事業所コード を付与。
なお、事業所コードは単独では発番せず、TSR 企業コードに必ず付随する。

※3　事業所単位で付番。単位。日本企業の場合、同一ビル内や事業所内にビジネスユニットが複数存在する場合、D-U-N-S®Numberを発番できるのは 1 箇所のみとなる。

検討事項

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

【検討事項】

- レベル3のeシール用電子証明書の発行に当たり、どのような手続・手段で確認することが必要か。
- 登記よりも小さい単位（事業所・営業所・支店・部門等）については、当該組織の代表者による宣言の結果を尊重することが適切か、または認証局が事業所等の実在性を直接確認することが適切か。
- 機器は事業所・営業所・支店・部門等と同様に扱うか。

《実在性確認》

＜例＞

- 実地調査等による組織等の実在性の物理的な確認（対面/非対面）
- 公的な書類（登記事項証明書、代表者の印鑑証明書）による確認（対面/非対面）
- 第三者機関が管理するデータベース（法人番号、会社法人等番号、企業コード等）による確認（対面/非対面）
- 電話（非対面）
- 配達記録郵便（準対面）
- 組織の代表者のマイナンバー、運転免許証番号、旅券番号等（対面/非対面）

《申請意思の確認》

＜例＞

- デジタルであれば電子署名（マイナンバーカードの署名用電子証明書、商業登記電子証明書、電子署名法認定認証業務に係る電子証明書）
- 紙であれば署名、押印（登録したものに限る）
- その他として、押印（認印）、メール、電話 等

【参考】

- ✓ 電子署名法：認定認証業務（P8参照）
- ✓ 商業登記電子証明書（P9参照）
- ✓ マイナンバーカードの電子証明書（P10参照）
- ✓ EUのeIDAS：適格eシール、先進eシール
- ✓ EV、OV証明書

検討事項

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

【参考】

- 電子署名法認定認証業務に係る電子証明書の発行の手続（施行規則第5条、6条関係）

電子証明書の利用申込者の真偽の確認の方法

実在性の確認

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍の謄本又は抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）
- 在留証明書 等

のいずれか1つ

＋

本人性の確認

- パスポート、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が発行した免許証/許可証/資格証明書、マイナンバーカード、官公庁が職員に対して発行した顔写真付身分証
- 印鑑登録証明書（利用の申込書に押印した印鑑に係るもの）
- 本人限定受取郵便での書面による返信 等

のいずれか1つ

以上の組合せ、または

実在性及び本人性の確認

- マイナンバーカードの署名用電子証明書により確認される電子署名 等

電子証明書の利用申込者の意思の確認の方法

- 署名又は押印（印鑑登録証明書が添付されている場合に限る）のある利用の申込書その他の書面
- 認定認証業務に係る電子証明書により確認される電子署名が行われた利用の申込みに係る情報

検討事項

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

【参考】

- 商業登記電子証明書の発行の手続
  法務省HP　電子証明書取得のご案内（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html）参照

電子証明書の発行申請を行う代表者の実在性の確認の方法

- 登記情報と発行申請時に入力する以下の情報を照合することにより確認
  - 商号又は名称
  - 本店又は主たる事務所
  - 代表者の氏名
  - 代表者の資格

電子証明書の発行申請を行う代表者の意思の確認の方法

- 申請書への代表者の押印（登記所に提出している印鑑）【書面申請の場合】
  「電子証明書の発行に当たっての本人確認は，電子証明書発行申請書に押印された会社代表者の届出印により行いますので，住民票等の公的証明書を添付する必要はありません。」（法務省HPより抜粋）
- 申請書情報への代表者の電子署名（公的個人認証等の電子証明書）【オンライン申請の場合】

※ 商業登記電子証明書は発行主体が法務局（法務省）であり、登記情報を発行主体が自ら管理していることに留意
（代表者を登記するに当たっては，印鑑証明書等の添付書類により，代表者の実在性を確認している。）

検討事項

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

【参考】

- マイナンバーカードに搭載される電子証明書（公的個人認証サービス）の発行申請
  総務省HP：マイナンバー制度とマイナンバーカード（https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html）参照

電子証明書の利用申込者の真偽の確認の方法

実在性の確認

- 住基情報と発行申請時に記入する以下の情報を照合することにより確認
  - 氏名
  - 住所
  - 生年月日
  - 性別 等

＋

本人性の確認

- マイナンバーカード

電子証明書の利用申込者の意思の確認の方法

- 住民票のある市区町村役場の受付窓口にある申請書に必要事項を記入し、提出。

※ マイナンバーカードに搭載される電子証明書については、市町村において自らが管理する住基情報を活用して実存性の確認を行い、J-LIS（地方共同法人）が発行を行っていることに留意

検討事項

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

- 電子署名法の電子証明書の発行手続きを法人に落とし込むと、eシール用電子証明書の発行に当たっては、以下に示す確認が必要だと想定されるのではないか。
  - ➢ 組織の実在性の確認
    - ✓ 登記事項証明書
    - ✓ 商業登記電子証明書（登記情報を基に発行されているため）
    - ✓ 第三者機関が管理するデータベース（そこに記載されている電話番号等による実在性確認を含む）
  - ➢ 組織（代表者）の意思の確認
    - ✓ 申込書への代表者の押印（代表印に係る印鑑証明書が添付されている場合に限る）
    - ✓ 商業登記電子証明書と併せて送付される電子署名が行われた利用の申込みに係る情報
    - ✓ 申請書への代表者の署名若しくは押印又は以下に示す電子証明書と併せて送付される電子署名が行われた利用の申込みに係る情報によって申請の意思を確認した上で、第三者機関が管理するデータベース等に登録されている電話番号又はメールアドレス等を通じた当該申請の有無を申請者に確認する方法
      - 代表者個人の認定認証業務に係る電子証明書
      - 代表者個人のマイナンバーカードの署名用電子証明書 等

例

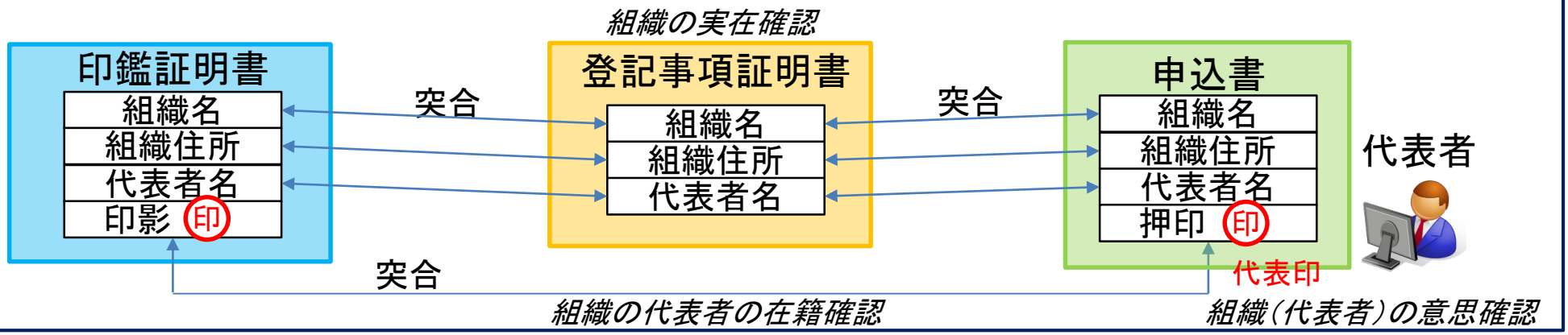

検討事項

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

- eシールに係る電子証明書の発行の手続きは、例えば以下のような整理ができるか。

＜例＞

（★）はデジタルで行える手続

<table>
<tr><th></th><th>組織の実在性の確認</th><th>組織（代表者）の意思の確認</th><th>組織の代表者の在籍の確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">レベル3</td><td colspan="3">• 商業登記電子証明書と併せて送付される電子署名が行われた利用の申込に係る情報(★)</td></tr>
<tr><td>• 登記事項証明書</td><td colspan="2">• 申込書への押印（代表印に係る印鑑証明書が添付されている場合に限る）</td></tr>
<tr><td>• 第三者機関が管理するデータベース<u>（商業登記情報等の公的な機関が管理する情報と照合されたものに限る。）</u>(★)</td><td rowspan="2">• 申込書への代表者の署名又は押印
• 代表者のマイナンバーカードの署名用電子証明書又は認定認証業務に係る電子証明書等と併せて送付される電子署名が行われた利用の申込に係る情報(★)</td><td>• 第三者機関が管理するデータベース<u>（商業登記情報等の公的な機関が管理する情報と照合されたものに限る。）</u>に登録されている電話番号等を通じた代表者本人に対する当該申請の有無の確認</td></tr>
<tr><td>レベル2</td><td>• 第三者機関が管理するデータベース※(★)</td><td>• 第三者機関が管理するデータベース※に登録されている電話番号等を通じた代表者本人に対する当該申請の有無の確認</td></tr>
</table>

※ 定期的に更新され、信頼できるデータソースとしてみなされるデータベース

検討事項（その３）

② eシール用電子証明書の記載事項等

【検討事項】

- eシール用電子証明書に記載すべき事項として何が考えられるか。

＜例＞**公式名称（eシール用電子証明書の発行対象）**、有効期間、公開鍵、署名アルゴリズム、発行者、eシールのレベルを判別可能な情報、その他属性情報（営業所、事業所、機器等）等

- eシール用電子証明書のフォーマットはどうあるべきか。

＜例＞ITU-T X.509

- eシールのレベルに応じて記載事項を検討する必要があるか。

【参考】

✓ 以下に示す電子証明書のフォーマット
  - eIDASで規定されるeシールの電子証明書
  - 商業登記電子証明書
  - 電子署名法の特定認証業務、認定認証業務に係る電子証明書
  - マイナンバーカードに係る電子証明書 等

次回の検討事項（予定）

① eシールに求められる要素

② eシール用電子証明書の記載事項

③ eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲

④ 組織等の実在性・申請意思の確認の方法

⑤ 設備（認証局側の暗号装置、ユーザー側のeシール生成装置等）の基準

⑥ その他（一定の技術基準（CRL（失効リスト）等）等）

検討に当たっての主な観点

１．国内の類似制度との整合性

- 同じトラストサービスの1つである電子署名法上の電子署名との関係性
- 商業登記に基づく電子認証制度上の電子署名との関係性　等

２．国際的な整合性

- EU等の諸外国の仕組み・制度との整合性
- ISO等国際標準との整合性　等

３．eシールの普及・利用促進

- eシールの利用者視点で、わかりやすいeシールの目的・用途
- eシール用電子証明書発行事業者視点で、参考となるeシールの仕組みや技術基準　等